官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○畳表の格付の表示の様式及び表示の方法の一部を改正する件（農林水産一〇〇）　一
〔その他告示〕
○一般社団法人日本セキュリティ協会から講習会を行う事務所の所在地の変更の届出があった件（国家公安委二）　一
○キリバス共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とキリバス共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務三八）　二
○ソロモン諸島政府に対する贈与に関する日本国政府とソロモン諸島政府との間の書簡の交換に関する件（同三九、四〇）　二
○フィジー共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とフィジー共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同四一、四二）　二
○保安林の指定をする件（農林水産一〇一～一〇七）　三
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一〇八～一一二）　三
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（同一一三～一二四）　四
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件の全部を改正する件（経済産業六）　六
○都市計画に関する件（国土交通二五三）　六
○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用及び追加提供が決定された件（防衛三七）　七
○道路に関する件（東北地方整備局一九）　八
○建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定の更新をした件（同二〇）　八
○道路に関する件（近畿地方整備局四、五）　八
○道路に関する件（中国地方整備局九、一〇）　八
〔人事異動〕
内閣　法務省　九
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
官庁事項
北海道開発局公示（北海道開発局）
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配一五）　九
〔公　告〕
諸事項
官庁
登録を受けたクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の営業の廃止関係　一〇
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他　二六

法規的告示

○農林水産省告示第百号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第十七条の規定に基づき、畳表の格付の表示の様式及び表示の方法（平成十三年農林水産省告示第二百三十一号）の一部を次のように改正し、公示の日から施行する。

令和八年二月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

その他告示

○国家公安委員会告示第二号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第三項の規定により登録した一般社団法人日本セキュリティ協会から講習会を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同法第三十九条第二号の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月五日

国家公安委員会委員長　赤間　二郎

一　講習会を行う事務所の所在地

㈠　変更前　東京都千代田区内神田一丁目九番十二号興亜第二ビル二階

㈡　変更後　東京都台東区東上野三丁目十三番五号深谷ビル三〇二

二　変更年月日　令和七年十二月一日

○外務省告示第三十八号

令和七年十二月十七日にタラワで、キリバス共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がキリバス共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与の額　四億円

3　贈与の供与期限　令和九年十二月三十一日

4　署名者

日本側　鈴木秀幸在キリバス臨時代理大使

キリバス側　テケーウア・タラシ　インフラ・持続可能エネルギー大臣

令和八年二月五日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第三十九号

令和八年一月十四日にホニアラで、ソロモン諸島政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がソロモン諸島政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与の額　一億四千七百万円

3　贈与の供与期限　令和十年一月三十一日

4　署名者

日本側　丸尾克昌在ソロモン臨時代理大使

ソロモン側　ピーター・シャネル・アゴバカ外務貿易大臣

令和八年二月五日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第四十号

令和八年一月十四日にホニアラで、ソロモン諸島政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がソロモン諸島政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与の額　一億八千三百万円

3　贈与の供与期限　令和十年一月三十一日

4　署名者

日本側　丸尾克昌在ソロモン臨時代理大使

ソロモン側　ピーター・シャネル・アゴバカ外務貿易大臣

令和八年二月五日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第四十一号

令和八年一月八日にスバで、フィジー共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がフィジー共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与の額　八億五千五百万円

3　贈与の供与期限　令和十年一月三十一日

4　署名者

日本側　高田勇深在フィジー大使館参事官

フィジー側　マジウ・ナルミサ住宅・地方政府大臣

令和八年二月五日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第四十二号

令和八年一月九日にスバで、フィジー共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がフィジー共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　八億六千四百万円

3　署名者

日本側　高田勇深在フィジー大使館参事官

フィジー側　ロ・フィリペ・トゥイサワウ公共事業・気象サービス・運輸大臣

令和八年二月五日

外務大臣　茂木　敏充

○農林水産省告示第百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年二月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　島根県雲南市吉田町民谷字宇山一一八七の一、一一八七の五、一一八七の八

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年二月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　栃木県栃木市大平町西山田字平野三五〇三の一、三五〇三の六、三五〇四、字内堀山三五〇五の一（次の図に示す部分に限る。）、三五〇五の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字平野三五〇三の六・字内堀山三五〇五の一・三五〇五の三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び栃木市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年二月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　島根県邑智郡美郷町上野六五九の一、一〇三五の二、一〇三五の三、一〇三五の五、一〇七五の一、一〇七六の二、一〇七七の一、一〇七七の二、一〇七八、一〇七九の三、一〇七九の四、一〇七九の六

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年二月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　島根県雲南市吉田町深野字深野三一三の二、五五九の一、五五九の四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字深野三一三の二・五五九の一・五五九の四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年二月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　島根県益田市匹見町紙祖イ一五一九、イ一八〇五、イ一八一四、イ一八一四の一、イ一八一六からイ一八一八まで、イ一八一七の一、イ一八一八の続一、イ一八一八の続二、イ一八一八の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

匹見町紙祖イ一五一九・イ一八一六・イ一八一七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和八年二月五日
農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　佐賀県唐津市相知町平山上字南川原甲三九六の八三（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字南川原甲三九六の八三（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和八年二月五日
農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　京都府南丹市美山町音海廻リ尾五五から六〇まで
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を京都府庁及び南丹市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和八年二月五日
農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福井県坂井市丸岡町上竹田六四字鶴谷一、三から九まで、一五、二一、六五字皿谷一五の一、七三字檀木谷一の一、二、三、四の二
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び坂井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和八年二月五日
農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福井県坂井市丸岡町大字未定長畝外参ケ共有六字霞谷一の一、七字滝ケ谷一の一、一四字向谷一の一、一五字去岸上一の一、一六字刈安谷一の一、一八字東間谷一、二〇字仏谷一の一
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び坂井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和八年二月五日
農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道中川郡本別町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び本別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和八年二月五日
農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　三重県多気郡大台町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び大台町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和八年二月五日
農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県東白川郡矢祭町大字内川字宇津木五一の三から五一の五まで（以上三筆国有林）、五一の二、字西原一〇三の四（国有林）、一〇三の二、大字茗荷字大枇杷沢二の一、二の二、字大沢四二、四五の一から四五の四まで、字入川崎一〇、二三、三二、三三、三五の一から三五の七まで、三六の二、三九の一、三九の二、字滝ノ上三五の三、三五の五、大字関岡字高谷畑二二の二、二五の一、二五の二、字芝一三六の一、一三六の三、一三六の四、一三六の六から一三六の一一まで、大字金沢字中野沢一の一から一の一〇まで、字吉ヶ沢三
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件
（一）　立木の伐採の方法
１　主伐に係る伐採種は、定めない。
２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（二）　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び矢祭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百十三号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年四月一日に消滅したものとみなされる。

令和八年二月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第27888号
2　登録年月日　令和２年３月30日
3　農林水産植物の種類
Dahlia Cav.
4　登録品種の名称　マスキュリン
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
木村達雄
群馬県富岡市妙義町岳328―４

1　登録番号　第27911号
2　登録年月日　令和２年３月30日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　GRA121581
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Interplant Roses B.V.
Broekweg 5, 3956NE Leersum, The Netherlands

1　登録番号　第29168号
2　登録年月日　令和４年３月29日
3　農林水産植物の種類
Bidens L.
4　登録品種の名称　FW15-S-27
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
西川公一郎
岡山県勝田郡奈義町行方431―２

1　登録番号　第29170号
2　登録年月日　令和４年３月29日
3　農林水産植物の種類
Bidens L.
4　登録品種の名称　FH15-S-25
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
西川公一郎
岡山県勝田郡奈義町行方431―２

1　登録番号　第29171号
2　登録年月日　令和４年３月29日
3　農林水産植物の種類
Bidens L.
4　登録品種の名称　SUNBIDEVB 5
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝４丁目17番５号

1　登録番号　第29188号
2　登録年月日　令和４年３月29日
3　農林水産植物の種類
Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　KLEDM17AQ 6
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Selecta Cut Flowers S.A.
Av Beniamino Farina, 135, 1, Mercat Flor I Planta, Vilassar de Mar, CP 08340, Spain

1　登録番号　第29209号
2　登録年月日　令和４年３月29日
3　農林水産植物の種類
Fuchsia L.
4　登録品種の名称　Blutini
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Christian Unger
Robert Koch Str. 7DE-67551 Worms, Germany

1　登録番号　第29218号
2　登録年月日　令和４年３月29日
3　農林水産植物の種類
Nymphaea L.
4　登録品種の名称　シキ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
加藤宣幸
三重県四日市市中浜田町２―13

1　登録番号　第29224号
2　登録年月日　令和４年３月29日
3　農林水産植物の種類
Rhodanthemum (Vogt) B. H. Wilcox et al.
4　登録品種の名称　エンジェルピンク
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
中村一己
静岡県沼津市大岡3758―３

○農林水産省告示第百十四号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年四月三日に消滅したものとみなされる。

令和八年二月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第18155号
2　登録年月日　平成21年４月２日
3　農林水産植物の種類
Argyranthemum frutescens (L.) Sch. Bip. x Chrysanthemum carinatum Schousboe
4　登録品種の名称　ガーネットクイーン
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
静岡県
静岡県静岡市葵区追手町９番６号

1　登録番号　第18201号
2　登録年月日　平成21年４月２日
3　農林水産植物の種類
Zinnia L.
4　登録品種の名称　SAKZIN008
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社サカタのタネ
神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目７番１号

○農林水産省告示第百十五号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年四月八日に消滅したものとみなされる。

令和八年二月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第29615号
2　登録年月日　令和５年４月６日
3　農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　MIPEHQ407
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社ミヨシ
東京都世田谷区八幡山２丁目１番８号

1　登録番号　第29618号
2　登録年月日　令和５年４月６日
3　農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　KEIPEBRAINNEM
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
京成バラ園芸株式会社
千葉県八千代市大和田新田755番地

1　登録番号　第29633号
2　登録年月日　令和５年４月６日
3　農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　INPETLOROPL
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社ハクサン
愛知県日進市岩藤町三番割321番地１

1　登録番号　第29645号
2　登録年月日　令和５年４月６日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　EVERA441
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社ハクサン
愛知県日進市岩藤町三番割321番地１

○農林水産省告示第百十六号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年四月十五日に消滅したものとみなされる。

令和八年二月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第24276号
2　登録年月日　平成27年４月14日
3　農林水産植物の種類
Hydrangea L.
4　登録品種の名称　雲居鶴
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
杉本佳洋
東京都板橋区小茂根５―３―11

1　登録番号　第25962号
2　登録年月日　平成29年４月12日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　TAN08888
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Christian Evers
Langes Hofkoppel 6, 25436 Uetersen, Germany

○農林水産省告示第百十七号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年四月十七日に消滅したものとみなされる。

令和八年二月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第30193号
2　登録年月日　令和６年４月16日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum L.
4　登録品種の名称　秀かいり
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
佐藤淳一
広島県福山市新市町大字金丸673番地

1　登録番号　第30194号
2　登録年月日　令和６年４月16日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum L.
4　登録品種の名称　秀あいらん
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
イノチオ精興園株式会社
広島県府中市鵜飼町531―８

1　登録番号　第30195号
2　登録年月日　令和６年４月16日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum L.
4　登録品種の名称　秀香
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
佐藤淳一
広島県福山市新市町大字金丸673番地

1　登録番号　第30207号
2　登録年月日　令和６年４月16日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum L.
4　登録品種の名称　秀こりゅう
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
佐藤淳一
広島県福山市新市町大字金丸673番地

○農林水産省告示第百十八号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年四月十九日に消滅したものとみなされる。

令和八年二月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第22562号
2　登録年月日　平成25年４月18日
3　農林水産植物の種類
Euphorbia pulcherrima Willd. ex Klotzsch
4　登録品種の名称　SYEP22432
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Syngenta Crop Protection AG
Rosentalstrasse 67, 4058 Basel, Switzerland

○農林水産省告示第百十九号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年四月二十二日に消滅したものとみなされる。

令和八年二月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第29660号
2　登録年月日　令和５年４月20日
3　農林水産植物の種類
Calibrachoa Cerv.
4　登録品種の名称　Balcongrissim
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Ball Horticultural Company
622 Town Road West Chicago, Illinois 60185, USA

1　登録番号　第29665号
2　登録年月日　令和５年４月20日
3　農林水産植物の種類
Calibrachoa Cerv.
4　登録品種の名称　BBCAL85805
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Plant 21, L.L.C.
32019 Aquaduct Road, Bonsall, California 92003, USA

○農林水産省告示第百二十号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年四月二十四日に消滅したものとみなされる。

令和八年二月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第27440号
2　登録年月日　平成31年４月23日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　KIMbreath
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
有限会社キムラ企画
埼玉県北葛飾郡杉戸町堤根4425―１

○農林水産省告示第百二十一号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年四月二十五日に消滅したものとみなされる。

令和八年二月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第26800号
2　登録年月日　平成30年４月24日
3　農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　Sunbui Mihyaku
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝４丁目17番５号

1　登録番号　第26803号
2　登録年月日　平成30年４月24日
3　農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　Sunsurf Saikuni
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝４丁目17番５号

1　登録番号　第26804号
2　登録年月日　平成30年４月24日
3　農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　Sunpetu 552
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝４丁目17番５号

1　登録番号　第26805号
2　登録年月日　平成30年４月24日
3　農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　Sunpet 1661
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝４丁目17番５号

1　登録番号　第26816号
2　登録年月日　平成30年４月24日
3　農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　Sunpet 1992
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝４丁目17番５号

1　登録番号　第26817号
2　登録年月日　平成30年４月24日
3　農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　Sunpet 4571
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝４丁目17番５号

1　登録番号　第26818号
2　登録年月日　平成30年４月24日
3　農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　Sunpet 1942
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝４丁目17番５号

1　登録番号　第26819号
2　登録年月日　平成30年４月24日
3　農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　Sunsurf Miyarona
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝４丁目17番５号

1　登録番号　第26820号
2　登録年月日　平成30年４月24日
3　農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　Sunpet 3674
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝４丁目17番５号

○農林水産省告示第百二十二号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第二項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年四月二十六日に消滅したものとみなされる。

令和八年二月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第25971号
2　登録年月日　平成29年４月25日
3　農林水産植物の種類
Calibrachoa Cerv.
4　登録品種の名称　PAS1020307
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Ball Horticultural Company
622 Town Road West Chicago, Illinois 60185 USA

1　登録番号　第25976号
2　登録年月日　平成29年４月25日
3　農林水産植物の種類
Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　BRESB13240
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Breier Haim Ilan
Bnei Zion 6091000, Israel

1　登録番号　第25984号
2　登録年月日　平成29年４月25日
3　農林水産植物の種類
Hydrangea L.
4　登録品種の名称　ボージィブーケ　でぴアン
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
坂本正次
群馬県桐生市黒保根町下田沢2822番地10

○農林水産省告示第百二十三号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第二項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年四月二十九日に消滅したものとみなされる。

令和八年二月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第25184号
2　登録年月日　平成28年４月27日
3　農林水産植物の種類
Cymbidium Sw.
4　登録品種の名称　春祭り
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社向山蘭園
山梨県甲州市塩山熊野274番地

1　登録番号　第25186号
2　登録年月日　平成28年４月27日
3　農林水産植物の種類
Humulus lupulus L.
4　登録品種の名称　フラノ0204A号
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サッポロビール株式会社
東京都渋谷区恵比寿四丁目20番１号

○農林水産省告示第百二十四号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第二項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和六年二月十四日に消滅したものとみなされる。

令和八年二月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第18921号
2　登録年月日　平成22年２月12日
3　農林水産植物の種類
Hypsizygus marmoreus (Peck) Bigelow
4　登録品種の名称　黒姫Ｓ菌
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社ミスズライフ
長野県上水内郡飯綱町大字赤塩204－２

○経済産業省告示第六号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、令和七年経済産業省告示第百六十一号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件）の全部を次のように改正し、令和八年二月六日から施行する。

令和八年二月五日

経済産業大臣　赤澤　亮正

災害名	地域		指定の期間
令和七年台風第二十二号に伴う災害	東京都	島しょ八丈町	令和七年十月八日から令和八年五月六日まで

○国土交通省告示第二百五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月五日

国土交通大臣　金子　恭之

一　施行者の名称　国土交通大臣
二　都市計画事業の種類及び名称　和歌山都市計画道路事業３・４・１３号貴志川ノ浦線
三　事業施行期間　自令和二年四月三十日至令和十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○防衛省告示第三十七号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用及び追加提供が令和八年二月三日次のとおり決定された。

令和八年二月五日

防衛大臣　小泉進次郎

陸上施設

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
四〇九二	岩国飛行場	岩国市	国有	土地：約九一五、〇〇〇平方メートル 建物：約一八、〇〇〇平方メートル 工作物：駐機場等 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和八年二月九日から同年三月十四日までの間

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
五一一五	新田原飛行場	宮崎県児湯郡新富町	国有	土地：約五九、〇〇〇平方メートル 建物：約五、二〇〇平方メートル 工作物：門等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和八年三月九日から同月十九日までの間 二　収用又は使用の必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間 航空自衛隊新田原基地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。 提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

○東北地方整備局告示第十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月五日

東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
仙台市青葉区郷六字宮二四番一から同市青葉区折立一丁目一五二番二まで	前	八七・三六～一五二・八三メートル	〇・〇八〇キロメートル
	後	四四・二四～一五〇・八三	〇・〇八〇

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第二十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十六年東北地方整備局告示第七十号の一部を次のように改正する。

令和八年二月五日

東北地方整備局長　西村　拓

別表の項中「二」の「確認検査の業務を行う事務所の所在地」を「宮城県仙台市泉区泉中央三丁目二番三号ルーセント二一、二階」に改め、「指定をした日」を「令和七年十二月二十八日」に改める。

○近畿地方整備局告示第四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月五日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
枚方市翠香園町三一三番二から同市走谷一丁目三〇番一まで	前	一九・五〇～六二・〇〇メートル	〇・三八〇キロメートル
	後	二〇・五〇～六二・〇〇	〇・三八〇

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

○近畿地方整備局告示第五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月五日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	枚方市翠香園町三一三番二から同市走谷一丁目三〇番一まで	近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

供用開始の期日　令和八年二月五日

○中国地方整備局告示第九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月五日

中国地方整備局長　杉中　洋一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	周南市大字戸田字南椿埒三九九〇番一から防府市大字富海字四ノ坪九六四番八まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年二月五日

○中国地方整備局告示第十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月五日

中国地方整備局長　杉中　洋一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
東広島市八本松西三丁目一九番一から廿日市市串戸五丁目三九七番二まで	前	A　二二・〇〇～一九〇・〇〇メートル	二四・七二九キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B　一〇・〇〇～一二五・〇〇〇	一九・四二三	
		C　一〇・〇〇～一二〇・〇〇〇	五・四〇二	
	後	A　二二・〇〇～一九〇・〇〇〇	二四・七二九	
		B　一〇・〇〇～一二五・〇〇〇	一九・四二三	
		C　一〇・〇〇～一二〇・〇〇〇	五・四〇二	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

人事異動

内閣

最高裁判所判事に任命する（二月二日）
（東京簡易裁判所判事・東京地方裁判所判事）簡易裁判所判事兼判事　菊池　憲久
判事兼簡易裁判所判事に任命する
（東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　上拂　大作
簡易裁判所判事兼判事に任命する（以上二月三日）

法務省

（東京高等検察庁検事法務省刑事局国際刑事管理官）検事　栗木　傑
かねて法務省刑事局公安課長に充てる
（東京高等検察庁検事法務省刑事局公安課長）同　山口修一郎
法務省刑事局公安課長に充てることを解く（以上一月二十六日）

吉田　徹

難民審査参与員に任命する
（和歌山地方検察庁次席検事）検事　花輪　一義
かねて和歌山地方検察庁田辺支部勤務を命ずる
かねて和歌山地方検察庁田辺支部長を命ずる
かねて和歌山地方検察庁新宮支部勤務を命ずる
かねて和歌山地方検察庁新宮支部長を命ずる
（和歌山地方検察庁田辺支部長兼和歌山地方検察庁新宮支部長）同　谷口　大和
辞職を承認する（以上一月三十一日）

皇室事項

認証官任命式

二月二日午後七時、宮中において、最高裁判所判事阿多博文の認証官任命式が行われた。

御弔電

天皇陛下は、スウェーデン王族デジレー王女薨去につき、二月二日同国国王陛下へ御弔電を発せられた。

御祝電

天皇陛下は、スリランカの独立記念日につき、二月三日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

北海道開発局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年二月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月五日

北海道開発局長　遠藤　達哉

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百七十六号及び四百五十三号
(三) 占用を制限する区域　区域
(四) 備考
伊達市大滝区清陵町四番一から同市大滝区清陵町一八番一地先まで
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年二月五日
(七) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年二月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月五日

北海道開発局長　遠藤　達哉

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百七十六号
(三) 占用を制限する区域　区域
伊達市大滝区清陵町一二一番一地内
(四) 備考
伊達市大滝区清原町一五八番一から同市大滝区清原町一六八番一まで
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年二月五日
(七) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年二月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月五日

北海道開発局長　遠藤　達哉

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百七十四号
(三) 占用を制限する区域　区域
北海道勇払郡むかわ町字穂別長和国有林胆振東部森林計画区胆振東部森林管理署二一四四林班か小班地内
北海道勇払郡むかわ町字穂別長和国有林胆振東部森林計画区胆振東部森林管理署二一四四林班ぬ小班から同町字穂別長和国有林胆振東部森林計画区胆振東部森林管理署二一四四林班い小班まで
(四) 備考
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年二月五日
(七) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和八年二月五日から二週間一般の縦覧に供する。
令和八年二月五日
北海道開発局長　遠藤　達哉

(一)	道路の種類	一般国道
(二)	路線名	二百三十五号
(三)	占用を制限する区域	北海道勇払郡むかわ町松風二丁目七七番二から同町松風二丁目五七番まで
(四)	制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。） ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五)	占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六)	占用の制限の開始の期日	令和八年二月五日
(七)	図面縦覧場所	北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和八年二月五日から二週間一般の縦覧に供する。
令和八年二月五日
北海道開発局長　遠藤　達哉

(一)	道路の種類	一般国道
(二)	路線名	二百三十五号
(三)	占用を制限する区域	北海道様似郡様似町字幌満一〇九番一地内
(四)	制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。） ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五)	占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六)	占用の制限の開始の期日	令和八年二月五日
(七)	図面縦覧場所	北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和八年二月五日から二週間一般の縦覧に供する。
令和八年二月五日
北海道開発局長　遠藤　達哉

(一)	道路の種類	一般国道
(二)	路線名	三百三十六号
(三)	占用を制限する区域	北海道様似郡様似町字幌満一〇九番一地内
(四)	制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。） ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五)	占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六)	占用の制限の開始の期日	令和八年二月五日
(七)	図面縦覧場所	北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

公　告

諸　事　項

登録を受けたクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の17の２の登録をした者から、法第35条の17の14の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の17の13の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第133条の12の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和８年２月５日　　関東経済産業局長　佐合　達矢

名　　称	ＳＴＯＲＥＳ株式会社
本店の所在地	東京都渋谷区東三丁目16番３号
登録番号	関東（ク）第149号
営業廃止年月日	令和７年12月15日

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

相続権主張の催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

債権者集会招集

書面による計算報告

免責許可決定

特別清算開始

令和７年（ヒ）第１００４号
札幌市白石区菊水九条３丁目60番地
清算株式会社　株式会社わかば
代表清算人　藤原　伸哉
１　決定年月日　令和８年１月20日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（ヒ）第３００３号
大阪府八尾市福栄町３丁目26番地
清算株式会社　株式会社宮井製作所
代表清算人　宮井　光敏
１　決定年月日　令和８年１月22日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（ヒ）第２０号
北九州市若松区南二島２丁目８番８号
清算株式会社　二島チップ興業株式会社
代表清算人　清水　良孝
１　決定年月日　令和８年１月22日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第２０６６号
東京都新宿区西新宿６丁目11番３号Ｄタワー西新宿10階
清算株式会社　株式会社レッドチリ
１　決定年月日　令和８年１月22日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第１００９号
名古屋市南区石元町３丁目41番地
清算株式会社　株式会社中村製作所
１　決定年月日　令和８年１月21日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所民事第２部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２０９８号
東京都港区浜松町２丁目４番１号
清算株式会社　ＯＮＥエネルギー株式会社
代表清算人　池谷　桂一
１　決定年月日　令和８年１月20日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　本協定の骨子
清算株式会社は、清算株式会社が保有する現預金その他同社が保有する資産を換価処分して得られた金銭から、特別清算手続の結了までに要する諸経費（以下「諸経費」という。）を控除してもなお残額が存する場合には、当該残額を弁済原資として本協定の対象となる債権者に弁済した上で、その余の債権について免除を受けることを基本的な方針とする。
第２　通則
１　協定債権
本協定の対象となる債権は、清算株式会社に対する特別清算開始命令のあった令和７年12月４日までの原因に基づいて生じた債権及び特別清算手続中に発生する利息・遅延損害金（ただし一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた債権、特別清算手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除く。以下「協定債権」といい、協定債権を有する債権者を「協定債権者」という。）とする。
具体的な協定債権者は、別紙「協定債権者一覧表」記載のとおりである。
２　弁済場所
本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する銀行口座に振り込む方法により行う。振込手数料は、清算株式会社の負担とする。ただし、清算株式会社が別途定める日までに銀行口座の指定を行わない協定債権者に対する弁済は、清算株式会社の本店において行う。
３　端数処理
協定債権者に対する弁済額を計算する上で生じる１円未満の端数は、切り捨てる。
４　協定債権の譲渡があった場合の処理
本協定提出日以降に、協定債権の全部の譲渡又は移転等を原因とする債権者名義の変更があった場合には、第２以下に記載する権利の変更及び弁済の方法等は、当該譲渡又は移転等の前の債権額を基準とする。
また、協定債権の一部の譲渡又は移転等を原因とする債権者名義の変更があった場合には、当該譲渡又は移転等の前の債権額を基準とした弁済額を、各協定債権者の債権額の割合により按分（１円未満の端数は切り捨てる。）して支払う。
第３　協定債権の権利変更及び弁済方法
１　権利変更（免除の内容・免除の効力発生日）
協定債権については、後記２に従った弁済が完了したとき（後記２に従った弁済が実施されない場合には、その旨を清算株式会社が協定債権者に対し書面により通知した日）に、後記２に従った弁済に係る金額を控除した残額全額について、免除を受ける。
２　弁済の時期及び方法
清算株式会社の保有する資産の換価処分が終了した時点で清算株式会社が保有する現預金から諸経費を控除してもなお残額が存する場合には、当該資産の換価処分が終了した日から２か月以内で清算株式会社が別途指定する日（以下「弁済日」という。）に、協定債権者に対して、当該残額を弁済原資として弁済金を支払う（以下「弁済」という。）。
なお、清算株式会社は、資産の換価処分が終了した後遅滞なく、各協定債権者に対して、換価処分が終了したこと及び弁済の有無について、書面により通知を行う。
３　新たな資産が発見された場合の特則
前記２に定める弁済を実施した後、清算株式会社に新たな資産が発見された場合（清算株式会社において、諸経費を控除してもなお債権者に対する弁済を行いうる程の現預金が残存する場合を含む。）には、清算株式会社は、これを速やかに換価処分し、当該資産の換価処分が完了した時点で清算株式会社が保有する現預金から諸経費を控除してもなお残額が存する場合には、清算株式会社が別途指定する日に、協定債権者に対して、当該残額を弁済原資として、追加弁済金を支払う。
この場合、前記１に定める債務免除については、上記金額が支払われる限度で、その効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２０６５号
東京都港区虎ノ門３―11―９シュミット虎ノ門ビル５Ｆ
清算株式会社　株式会社Ａ管財
代表清算人　泉　　範行
１　決定年月日　令和８年１月22日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、別紙記載のとおり、各協定債権者（以下「本件協定債権者」という。）に対し、協定債権のうち、令和７年10月19日（特別清算開始決定日の前日）までの原因に基づいて生じた債権（以下「弁済対象債権」という。）の5.483546％の金員（１円未満は切り捨てる。）を、本協定認可決定確定日の属する月の末日から１か月以内に弁済する。
２　前項の弁済は、本件協定債権者の指定する金融機関の口座に振込送金する方法で支払う。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
３　本件協定債権者は、第１項の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額について、その債務を全部免除する。
４　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各弁済対象債権の第１項記載の割合に応じて弁済する。ただし、割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。この場合において、本件協定債権者が第３項により行った債務の免除は、割合弁済された金額の限度において効力を失うものとする。
５　特別清算開始決定日以降、協定債権の全部又は一部について債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する協定債権の額を基準に本協定条項を適用するものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２０８４号

東京都港区西新橋１丁目６番13号柏屋ビル
清算株式会社　株式会社浅野製作所
代表清算人　浅野　大介

１　決定年月日　令和８年１月23日

２　主文　次の協定を認可する。

協定

１　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者に対し、弁済しない。

２　各協定債権者は、清算株式会社に対し、本協定の認可の決定が確定した日をもって、各協定債権者が清算株式会社に対して有する債権の全額につき、その債務を免除する。

３　本協定の認可の決定が確定した後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、本清算手続の開始決定日現在における各協定債権者が清算株式会社に対して有する債権の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たに行われる弁済の限度でその効力を失うものとする。

（別紙省略）

以上

東京地方裁判所民事第20部

更生債権等の特別調査期間

令和７年（ミ）第３号

大阪市中央区博労町４丁目２番15号
更生会社　中川企画建設株式会社

特別調査期間　令和８年２月10日から令和８年２月13日まで

令和８年１月22日

大阪地方裁判所第６民事部

再生手続開始

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月二十二日

掲載頁　九十四頁（号外第十四号）

令和八年二月五日

埼玉県川越市大字古谷上四二七四番地

（甲）ヤマトモビリティ＆Ｍｆｇ．株式会社　代表取締役　鈴木　昭寿

埼玉県川越市大字古谷上四二七四番地

（乙）ヤマト・テクノセンター株式会社　代表取締役　重岡　幹生

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月二日

掲載頁　一三一頁（号外第一五一号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月二日

掲載頁　一三一頁（号外第一五一号）

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月二日

掲載頁　一三一頁（号外第一五一号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月二日

掲載頁　一三一頁（号外第一五一号）

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月五日

千葉県市川市曽谷七丁目八番七号

（甲）株式会社平田精機　代表取締役　保坂　誠

千葉県市川市曽谷七丁目八番七号

（乙）ホープ電子株式会社　代表取締役　保坂　誠

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告いたします。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書を提出済

（乙）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年二月五日

掲載頁　二頁

令和八年二月五日

東京都千代田区神田錦町二丁目二番一号

（甲）株式会社モルフォ　代表取締役　平賀　督基

東京都千代田区神田錦町二丁目二番一号

（乙）株式会社モルフォＡＩソリューションズ　代表取締役　平賀　督基

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.kose-cosmetology.or.jp

（乙）https://www.kose-kobayashi-sports.or.jp/

令和八年二月五日

東京都中央区銀座三丁目五番一二号

（甲）公益財団法人コーセーコスメトロジー研究財団　代表理事　小林　一俊

東京都港区六本木五丁目一八番一九号

（乙）公益財団法人コーセー小林スポーツ財団　代表理事　小林　一俊

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月五日

東京都中央区銀座一丁目一九番一二号銀座グラスゲート四Ｆ

（甲）岩洞湖ソーラー合同会社　代表社員　株式会社ＷＱ　職務執行者　中西　晃一

東京都中央区銀座一丁目一九番一二号銀座グラスゲート四Ｆ

（乙）合同会社ＡＧＲＩＱ　代表社員　株式会社ＷＱ　職務執行者　中西　晃一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十二月十一日

掲載頁　六十頁（号外第二七一号）

（乙）掲載紙　京都新聞

掲載の日付　令和八年一月二十六日

掲載頁　七頁

令和八年二月五日

東京都多摩市愛宕四丁目二五番二号

（甲）京西テクノス株式会社　代表取締役　臼井　努

東京都多摩市愛宕四丁目二五番二号

（乙）株式会社ビオラ　代表取締役　臼井　努

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月十八日

掲載頁　九十九頁（号外第一三五号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月一日

掲載頁　一四三頁（号外第一五〇号）

令和八年二月五日

富山県下新川郡入善町入膳二四五八番地

（甲）アイシン新和株式会社　代表取締役社長　安藤　英明

富山県下新川郡入善町入膳二四五八番地

（乙）新和工業株式会社　代表取締役社長　安藤　英明

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議（会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意を予定）は、令和八年二月十日を予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月十六日

掲載頁　八十五頁（号外第一六三号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月三日

掲載頁　六十頁（号外第一五二号）

令和八年二月五日

愛知県小牧市大字下末字五反田四三四番地の三

（甲）エヌジーケイ・セラミックデバイス株式会社　代表取締役社長　杉浦　由佳

山口県美祢市大嶺町東分字岩倉二七〇一番一

（乙）ＮＧＫエレクトロデバイス株式会社　代表取締役社長　冨山　裕

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.optex-fa.jp

（乙）https://www.mfg.optexgroup.co.jp

令和八年二月五日

京都市下京区中堂寺粟田町九一

（甲）オプテックス・エフエー株式会社　代表取締役　湯口　翼

京都市伏見区竹田向代町五〇六番地

（乙）オプテックス・エムエフジー株式会社　代表取締役　福井　真一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月二十四日

掲載頁　一二四頁（号外第一四一号）

令和八年二月五日

大阪府門真市大字門真一〇〇六番地

（甲）パナソニック　ホールディングス株式会社

代表取締役　楠見　雄規

大阪府門真市大字門真一〇〇六番地

（乙）パナソニック株式会社

代表取締役　品田　正弘

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年二月四日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://panasonic.co.jp/is-c/

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十七日

掲載頁　一二三頁（号外第一四六号）

令和八年二月五日

大阪市北区末広町二番四〇号

（甲）パナソニックインフォメーションシステムズ株式会社

代表取締役　阿部　裕

東京都港区東新橋二丁目一二番七号

（乙）パナソニックソリューションテクノロジー株式会社

代表取締役　伊藤　一義

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年二月四日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月二十四日

掲載頁　一二四頁（号外第一四一号）

令和八年二月五日

大阪府門真市大字門真一〇〇六番地

（甲）パナソニック　ホールディングス株式会社

代表取締役　楠見　雄規

大阪府門真市大字門真一〇〇六番地

（乙）パナソニック株式会社

代表取締役　品田　正弘

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年二月四日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://panasonic.co.jp/is-c/

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十七日

掲載頁　一二三頁（号外第一四六号）

令和八年二月五日

大阪市北区末広町二番四〇号

（甲）パナソニックインフォメーションシステムズ株式会社

代表取締役　阿部　裕

東京都港区東新橋二丁目一二番七号

（乙）パナソニックソリューションテクノロジー株式会社

代表取締役　伊藤　一義

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年二月四日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月二十四日

掲載頁　一二四頁（号外第一四一号）

令和八年二月五日

大阪府門真市大字門真一〇〇六番地

（甲）パナソニック　ホールディングス株式会社

代表取締役　楠見　雄規

大阪府門真市大字門真一〇〇六番地

（乙）パナソニック株式会社

代表取締役　品田　正弘

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年二月四日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://panasonic.co.jp/is-c/

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十七日

掲載頁　一二三頁（号外第一四六号）

令和八年二月五日

大阪市北区末広町二番四〇号

（甲）パナソニックインフォメーションシステムズ株式会社

代表取締役　阿部　裕

東京都港区東新橋二丁目一二番七号

（乙）パナソニックソリューションテクノロジー株式会社

代表取締役　伊藤　一義

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年二月四日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月二十四日

掲載頁　一二四頁（号外第一四一号）

令和八年二月五日

大阪府門真市大字門真一〇〇六番地

（甲）パナソニック　ホールディングス株式会社

代表取締役　楠見　雄規

大阪府門真市大字門真一〇〇六番地

（乙）パナソニック株式会社

代表取締役　品田　正弘

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年二月四日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://panasonic.co.jp/is-c/

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十七日

掲載頁　一二三頁（号外第一四六号）

令和八年二月五日

大阪市北区末広町二番四〇号

（甲）パナソニックインフォメーションシステムズ株式会社

代表取締役　阿部　裕

東京都港区東新橋二丁目一二番七号

（乙）パナソニックソリューションテクノロジー株式会社

代表取締役　伊藤　一義

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年二月四日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月二十四日

掲載頁　一二四頁（号外第一四一号）

令和八年二月五日

大阪府門真市大字門真一〇〇六番地

（甲）パナソニック　ホールディングス株式会社

代表取締役　楠見　雄規

大阪府門真市大字門真一〇〇六番地

（乙）パナソニック株式会社

代表取締役　品田　正弘

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社ワークスワークス（乙、東京都千代田区丸の内三丁目三番一号）のユニットハウス事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年四月一日であり、当社は会社法第七九六条第二項に基づき株主総会の承認決議は経ずに会社分割を決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月三十日

掲載頁　一三九頁（号外第一四八号）

令和八年二月五日

東京都新宿区高田馬場一丁目二九番九号

ワイムシェアリング株式会社

代表取締役　佐藤　直史

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は、乙のシステム（甲の提供する暗号資産及び外国為替に関わる取引等並びにこれらに付随する業務を行うためのものに限り、オンプレミス環境で構築されたものを除く。）の開発・運用・保守等事業に関して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

効力発生日は、令和八年四月一日を予定しており、甲は会社法第七九六条第一項本文、乙は会社法第七八四条第二項に基づき株主総会決議を経ずに吸収分割を行います。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月三日

掲載頁　六十頁（号外第一五二号）

令和八年二月五日

愛知県名古屋市瑞穂区須田町二番五六号

（甲）日本ガイシ株式会社

代表取締役社長　小林　茂

山口県美祢市大嶺町東分字岩倉二七〇一番一

（乙）ＮＧＫエレクトロデバイス株式会社

代表取締役社長　冨山　裕

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、甲は乙のグループ工場運営管理およびＥＭＳ（電子機器製造受託サービス）に係る事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.optex.co.jp/

（乙）https://www.mfg.optexgroup.co.jp

令和八年二月五日

滋賀県大津市雄琴五丁目八番一二号

（甲）オプテックス株式会社

代表取締役　池田　和男

京都市伏見区竹田向代町五〇六番地

（乙）オプテックス・エムエフジー株式会社

代表取締役　福井　真一

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が営む全事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年一月二十三日

掲載頁　第二頁

令和八年二月五日

大分県日田市大字大肥二二二〇番地の一

（甲）井上酒造株式会社

代表取締役　井上　百合

大分県日田市大字大肥二二二〇番地の一

（乙）株式会社井上酒造

代表取締役　井上　百合

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社エムグロー（住所京都市西京区大枝北沓掛町五丁目一九番地四）に対して当社の東海地区の賃貸事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月五日

京都市西京区大枝北沓掛町五丁目一九番地四

有限会社エムアンドエヌ

代表取締役　藤原　薫

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び最終貸借対照表は、当組合事務所に備え置いてあります。

令和八年二月五日

北海道旭川市七条通八丁目右八号セントラル７条ビル２Ｆ

旭川ボーリング工業協同組合

代表理事　小林　英一

組織変更公告

当組合は、令和八年一月十六日開催の臨時総会の決議により、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日です。

この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和八年二月五日

山形県酒田市広野字下中村五四番地

農事組合法人三社ファーム

理事　大場　大介

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月十七日であり、組織変更後の商号は株式会社Ｄ．ｂｌｕｅとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月五日

茨城県常陸太田市和田町一五七二番地一

合同会社Ｄ・ｂｌｕｅ

代表社員　大澤　剛

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ＵＰＳＩＤＥ　ＧＯＬＦとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月五日

千葉県長生郡一宮町宮原六四四番地一

合同会社ＵＰＳＩＤＥ　ＧＯＬＦ

代表社員　丸山　洋美

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月五日

東京都千代田区神田駿河台二丁目九番一号

合同会社インターマックス

代表社員　新里　善隆

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月五日

東京都中央区銀座七丁目一三番二〇号銀座ＴＨビル九階　合同会社平山経済研究所

代表社員　平山　隆道

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号はプロジェクト・ラーテル株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月五日

東京都目黒区三田二丁目一番五―二〇二号

プロジェクト・ラーテル合同会社

代表社員　戸田　遥

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月十一日であり、組織変更後の商号は株式会社井上酒造店とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月五日

新潟県上越市柿崎区柿崎六六七五番地一

合資会社井上酒造店

代表社員　井上　正志

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月五日

静岡県静岡市駿河区馬渕二丁目一一番二号

合同会社コルテオ

代表社員　麻生　一男

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ヴェルタ・インベストメンツ・ジャパンとします。

効力発生日は令和八年三月六日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年二月一日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月五日

静岡県伊東市鎌田二八一番地一三

Ｒｉｖｉｅｒａ　Ｐａｒｔｎｅｒｓ合同会社

代表社員　シメオン・ジョージ・ジョシュア・ウィリアムズ

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月五日

名古屋市中区栄二丁目四番一一号

合同会社ｎｏ　ｎａｍｅ

代表社員　佐藤　稜輔

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月五日

大阪市北区扇町二丁目六番一七―一六〇八号

合同会社ＬｉＴ

代表社員　枚本　哲哉

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億六千六百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年一月二十九日

掲載頁　九十六頁（号外第十九号）

令和八年二月五日

東京都渋谷区神山町一〇番八号

株式会社シアターコリン

代表取締役　能勢　祐子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十三億円減少し百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年一月二十九日

掲載頁　九十六頁（号外第十九号）

令和八年二月五日

東京都羽村市神明台二丁目六番一三号

Ｏｉｓｈｉｉ　Ｆａｒｍ株式会社

代表取締役　古賀　大貴

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億四百九十一万二千九百五十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年二月五日

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目二三番一三号

株式会社田谷

代表取締役　田谷　和正

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千六百二十七万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月五日

東京都中央区日本橋本町二丁目三番一一号

RIBS株式会社

代表取締役　大木　隆生

資本金の額の減少公告

当会社は、資本金の額を二百万円減少し、一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月五日

長野県諏訪市小和田南一番五号

有限会社ヤジマ設備工業

代表取締役　矢島　信一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月五日

岐阜県中津川市茄子川二〇七九番地の一〇三

有限会社テレコム

代表取締役　若森　章治

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億三千五十万円減少し二千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月十一日であり、株主総会の決議は、令和八年一月十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年一月五日

掲載頁　七十二頁（号外第一号）

令和八年二月五日

三重県三重郡菰野町大字菰野一三二五番地

バイオコモ株式会社

代表取締役　福村　正之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十五万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月二十八日

掲載頁　一八四頁（号外第一七一号）

令和八年二月五日

京都市下京区中堂寺粟田町九三番地京都リサーチパーク六号館二階

DXHUB株式会社

代表取締役　澤田　賢二

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千七百万円減少し四千八百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月十六日であり、株主総会の決議は、令和八年一月二十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月五日

山口県下関市川中豊町七丁目一四番六号

有限会社アトム・コミュニケーションズ

代表取締役　山根　憲治

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千万円、資本準備金の額を一億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年一月二十九日

掲載頁　十四頁

令和八年二月五日

神奈川県横浜市神奈川区金港町一番地四

横浜イーストスクエア七階

長興材料工業株式会社

代表取締役　鄭　傳能

令和八年二月五日

山口県美祢市大嶺町東分字岩倉二七〇一番一

NGKエレクトロデバイス株式会社

代表取締役社長　冨山　裕

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円、資本準備金の額を八億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年一月九日

掲載頁　二頁

令和八年二月五日

兵庫県養父市丹戸八九六番地の二

株式会社マックアース

代表取締役　一ノ本達己

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億六千三百五十万円、資本準備金の額を三億一千三百五十万円減少し、それぞれ三千万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表は次のとおり公告しております。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年八月二十九日

掲載頁　三頁

令和八年二月五日

神戸市中央区港島中町六丁目八番二

株式会社ベベ

代表取締役　卜部　正寿

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三十四億五千万円、資本準備金の額を二十七億七千四百万円減少し、それぞれ零円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月三十日であり、株主総会の承認決議（会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意を予定）は令和八年二月十日を予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月三日

掲載頁　六十頁（号外第一五二号）

令和八年二月五日

山口県美祢市大嶺町東分字岩倉二七〇一番一

NGKエレクトロデバイス株式会社

代表取締役社長　冨山　裕

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、令和八年三月七日以降令和八年三月三十日までの日を払込期日とする株式の発行があった場合には、資本金の額を当該株式発行により増加する資本金の額と同額分、資本準備金の額を当該株式発行により増加する資本準備金の額と同額分減少することにいたしました。

また、当社は、令和八年三月七日以降令和八年三月三十日までの日を払込期日とする株式の発行があった場合には、利益準備金の額を七千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月二十四日

掲載頁　一一八頁（号外第一四一号）

令和八年二月五日

福岡県久留米市日吉町二四番地の二

モデルクレジット株式会社

代表取締役　二又　一郎

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月五日

栃木県小山市大字渋井七七九番地

ティーエス生コン株式会社

代表取締役　矢澤　秀樹

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月五日

東京都港区三田三丁目四番二号

株式会社宮本工業所

代表取締役　宮本　正祥

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月五日

東京都渋谷区初台一―五一―一初台センタービル九〇九

マップマーケティング株式会社

代表取締役　新田　正則

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月五日

大阪府東大阪市柏田本町三番三九号

株式会社中外精工

代表取締役　山田　大樹

株式交換公告

当社は株式交換により、株式会社Ｃａｒｎｏｔ（甲、住所東京都港区赤坂四丁目八番一九号赤坂フロントタウン三階）の発行済株式の全部を取得することにいたしましたので公告します。

この株式交換に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年一月二十八日

掲載頁　八十七頁（号外第十八号）

令和八年二月五日

東京都港区赤坂四丁目八番一九号赤坂フロントタウン三階　合同会社Ｃａｒｎｏｔ

代表社員　カルノー・エーアイ・インク

職務執行者　松森　匠哉

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である福永隆明が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月五日

東京都港区虎ノ門五丁目一番四号

Original Capital Group Limited

日本における代表者　福永　隆明

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資二百二十六万口を消却することにいたしましたので、当社の当該優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年三月六日までに当社にご提出下さい。

令和八年二月五日

東京都中央区銀座一丁目六番一一号土志田ビルディング三Ｆ

アストロ・ワン特定目的会社

取締役　中村　武

新規信託分割の公告

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（受託者）は、左記のとおり、令和八年三月十三日付で左記一の信託を新規信託分割しますので、公告します。

この分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載日の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

一、従前の信託の特定

（一）信託の当事者

委託者兼受益者

東京都千代田区大手町一丁目一番一号

三菱地所株式会社

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

（二）信託の年月日

平成二十六年十月一日

（三）信託契約の名称

平成二十六年十月一日付不動産管理処分信託契約（新宿イーストサイドスクエア）

（その後の変更を含む。）

二、従前の信託において作成された財産状況開示資料等

右記一の信託についての、信託法施行規則（平成十九年法務省令第四十一号）第十七条第二号及び第三号に掲げる事項については、左記連絡先にご照会下さい。

三、分割が効力を生ずる日以後の信託及び新たな信託の信託財産責任負担債務の履行の見込み

いずれも履行の見込みがあるものと判断しております。その詳細については左記連絡先にご照会下さい。

四、連絡先

東京都港区港南二丁目九番八号

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

不動産管理部

電話番号　〇三―五四六二―三七〇九

令和八年二月五日

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

支配人　岡本　泰典

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二十二億六千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は令和七年七月十五日付官報の号外第一六二号一一八頁に掲載されています。

令和八年二月五日

東京都中央区銀座一丁目六番一一号土志田ビルディング三Ｆ

アストロ・ワン特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十二億六千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年五月九日

掲載頁　六十七頁（号外第一〇三号）

令和八年二月五日

東京都中央区銀座一丁目六番一一号土志田ビルディング三Ｆ

ＳＯＬ特定目的会社

取締役　石倉　一人

訂正公告

令和七年十二月十一日（号外第二七一号）掲載の旅行業者営業保証金取戻し公告中「⑤本社営業所」とあるは「⑤本店」の誤りにつき訂正します。

令和八年二月五日

東京都足立区東和五―九―二一ライオンズガーデン綾瀬谷中公園三〇三　株式会社有景

代表取締役　万　長城

訂正公告

令和八年一月十三日（号外第六号）掲載の旅行業者営業保証金取戻し公告中、「⑤本社営業所」とあるは「⑤合同会社ＳＴＡＹＦＯＬＩＯ」の誤りにつき訂正します。

令和八年二月五日

東京都渋谷区神南一丁目一一―四ＦＰＧリンクス神南五階

合同会社ＳＴＡＹＦＯＬＩＯ

代表社員　インソン・チャン